

議案第72号

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例（昭和58年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1中

「

600	1,100	1,200
2,300	3,700	4,600
2,300	3,700	4,600
1,300	2,300	2,600
600	1,100	1,200
1,300	2,300	2,600
2,300	3,700	—
1,400	2,300	2,800
6,100	10,100	12,100
700	1,200	1,400
2,000	3,400	4,000

」

を

610	1,130	1,230
2,360	3,800	4,730
2,360	3,800	4,730
1,330	2,360	2,670
610	1,130	1,230
1,330	2,360	2,670
2,360	3,800	—
1,430	2,360	2,870
6,270	10,380	12,440
710	1,230	1,430
2,050	3,490	4,110

に改める。

別表2の2 冷暖房装置使用料の表中

1時間につき	400
//	1,000
//	1,000
//	800
//	400
//	800
//	1,000
//	800
//	2,200
//	400
//	800

を

1時間につき	410
//	1,020
//	1,020
//	820
//	410
//	820
//	1,020
//	820

〃	2, 260
〃	410
〃	820

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1及び別表2の2 冷暖房装置使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、福祉保健施設の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第72号 尾道市福祉保健施設設置及び管理条例の一部を改正
する条例案について

尾道市福祉保健施設設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表1(第11条及び第16条関係) 複合施設室別使用料				別表1(第11条及び第16条関係) 複合施設室別使用料			
使用区分	使用午前9時～ 時間12時(円)	午後0時～5 時(円)	夜間5時～ 10時(円)	使用区分	使用午前9時～ 時間12時(円)	午後0時～5 時(円)	夜間5時～ 10時(円)
1階会議室	<u>600</u>	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	1階会議室	<u>610</u>	<u>1,130</u>	<u>1,230</u>
1階集会室(和室)	<u>2,300</u>	<u>3,700</u>	<u>4,600</u>	1階集会室(和室)	<u>2,360</u>	<u>3,800</u>	<u>4,730</u>
2階第1会議室	<u>2,300</u>	<u>3,700</u>	<u>4,600</u>	2階第1会議室	<u>2,360</u>	<u>3,800</u>	<u>4,730</u>
2階第2会議室	<u>1,300</u>	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	2階第2会議室	<u>1,330</u>	<u>2,360</u>	<u>2,670</u>
2階小会議室	<u>600</u>	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	2階小会議室	<u>610</u>	<u>1,130</u>	<u>1,230</u>
2階教養 娯楽室(和 室)	<u>1,300</u>	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	2階教養 娯楽室(和 室)	<u>1,330</u>	<u>2,360</u>	<u>2,670</u>
3階調理 実習室	<u>2,300</u>	<u>3,700</u>	—	3階調理 実習室	<u>2,360</u>	<u>3,800</u>	—
3階集會 會議室	<u>1,400</u>	<u>2,300</u>	<u>2,800</u>	3階集會 會議室	<u>1,430</u>	<u>2,360</u>	<u>2,870</u>
4階大会 議室	<u>6,100</u>	<u>10,100</u>	<u>12,100</u>	4階大会 議室	<u>6,270</u>	<u>10,380</u>	<u>12,440</u>
4階會議 室	<u>700</u>	<u>1,200</u>	<u>1,400</u>	4階會議 室	<u>710</u>	<u>1,230</u>	<u>1,430</u>
4階集團 指導室	<u>2,000</u>	<u>3,400</u>	<u>4,000</u>	4階集團 指導室	<u>2,050</u>	<u>3,490</u>	<u>4,110</u>
備考 略				備考 略			
別表2(第11条及び第16条関係) 複合施設附属設備使用料				別表2(第11条及び第16条関係) 複合施設附属設備使用料			
1 略				1 略			
2 冷暖房装置使用料				2 冷暖房装置使用料			
使用区分	使用料(円)			使用区分	使用料(円)		
1階會議室	1時間につき	<u>400</u>		1階會議室	1時間につき	<u>410</u>	
1階集会室(和室)	"	<u>1,000</u>		1階集会室(和室)	"	<u>1,020</u>	
2階第1會議室	"	<u>1,000</u>		2階第1會議室	"	<u>1,020</u>	
2階第2會議室	"	<u>800</u>		2階第2會議室	"	<u>820</u>	
2階小會議室	"	<u>400</u>		2階小會議室	"	<u>410</u>	
2階教養娯楽室(和室)	"	<u>800</u>		2階教養娯楽室(和室)	"	<u>820</u>	

3階調理実習室	"	1,000
3階集会会議室	"	800
4階大会議室	"	2,200
4階会議室	"	400
4階集団指導室	"	800

3階調理実習室	"	1,020
3階集会会議室	"	820
4階大会議室	"	2,260
4階会議室	"	410
4階集団指導室	"	820

議案第73号

尾道ふくしまら老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道ふくしまら老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道ふくしまら老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道ふくしまら老人福祉センター設置及び管理条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2, 200	3, 700
1, 200	2, 000

」

を

「

2, 260	3, 800
1, 230	2, 050

」

に改める。

別表第2の2 冷暖房装置使用料の表集会室の項中「1, 200」を「1, 230」に改め、同表研修室の項中「600」を「610」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の2 冷暖房装置使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、生きがい活動推進センターの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第73号 尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例
の一部を改正する条例案について

尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第1(第8条及び第13条関係) 生きがい活動推進センター室別使用料			別表第1(第8条及び第13条関係) 生きがい活動推進センター室別使用料		
使用時間	午前9時～正午 (円)	正午～午後5時 (円)	使用時間	午前9時～正午 (円)	正午～午後5時 (円)
使用区分			使用区分		
集会室	2,200	3,700	集会室	2,260	3,800
研修室	1,200	2,000	研修室	1,230	2,050
備考 略			備考 略		
別表第2(第8条及び第13条関係) 生きがい活動推進センター附属設備使用料			別表第2(第8条及び第13条関係) 生きがい活動推進センター附属設備使用料		
1 略			1 略		
2 冷暖房装置使用料			2 冷暖房装置使用料		
使用区分	使用料(円)		使用区分	使用料(円)	
集会室	1時間につき 1,200		集会室	1時間につき 1,230	
研修室	1時間につき 600		研修室	1時間につき 610	
備考 略			備考 略		

議案第74号

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正
する条例案

条例第 号

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正
する条例

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表の2 部屋使用料の表中

「

600	1,000
1,200	2,000
2,200	3,700

を

「

610	1,020
1,230	2,050
2,260	3,800

に改める。

」

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の2 部屋使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、向島中央老人福祉会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第74号 尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新				
別表(第3条、第4条及び第11条関係) 尾道市向島中央老人福祉会館使用料			別表(第3条、第4条及び第11条関係) 尾道市向島中央老人福祉会館使用料				
1 略			1 略				
2 部屋使用料			2 部屋使用料				
	使用時間	午前9時～午後5時(円)	午後5時～午後9時(円)		使用時間	午前9時～午後5時(円)	午後5時～午後9時(円)
使用区分				使用区分			
和室(10畳)		600	1,000	和室(10畳)	610	1,020	1,020
和室(36畳)		1,200	2,000	和室(36畳)	1,230	2,050	2,050
集会室		2,200	3,700	集会室	2,260	3,800	3,800
備考 略			備考 略				

議案第75号

尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例

尾道市立夜間救急診療所条例（昭和51年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「尾道市新高山三丁目1170番地の177」を「尾道市門田町22番5号」に改める。

第3条第3号を削る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

尾道市立夜間救急診療所の位置を変更し、及び診療科目の一部を廃止するための条例改正である。

議案第75号 尾道市立夜間救急診療所条例の一部を改正する条例案について

尾道市立夜間救急診療所条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 尾道市立夜間救急診療所 位置 <u>尾道市新高山三丁目1170番地の177</u> (診療科目) 第3条 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) 外科 (3) <u>小児科</u></p>	<p>(名称及び位置) 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 尾道市立夜間救急診療所 位置 <u>尾道市門田町22番5号</u> (診療科目) 第3条 診療科目は、次のとおりとする。 (1) 内科 (2) 外科</p>

議案第76号

みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

みつぎいこい会館設置及び管理条例（平成17年条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表の1 みつぎいこい会館使用料の表中

「

円 500	円 700	円 900	円 1,200	円 1,600	円 2,100
400	500	700	900	1,200	1,600
400	500	700	900	1,200	1,600
1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800
500	700	900	1,200	1,600	2,100

を

「

円 510	円 710	円 920	円 1,230	円 1,640	円 2,160
410	510	710	920	1,230	1,640
410	510	710	920	1,230	1,640

に改める。

1,020	1,330	1,540	2,360	2,870	3,900
510	710	920	1,230	1,640	2,160

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の1 みつぎいこい会館使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後に市長が行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に指定管理者が行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、みつぎいこい会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第76号 みつぎいこい会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

みつぎいこい会館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新						
別表(第8条関係)							別表(第8条関係)						
1 みつぎいこい会館使用料							1 みつぎいこい会館使用料						
時間 区分 使用 区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜 間	全日	時間 区分 使用 区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜 間	全日
	9~12 時	13~1 7時	18~2 2時	9~17 時	13~2 2時	9~22 時		9~12 時	13~1 7時	18~2 2時	9~17 時	13~2 2時	9~22 時
研修室 1・2 (1室)	円 500	円 700	円 900	円 1,200	円 1,600	円 2,100	研修室 1・2 (1室)	円 510	円 710	円 920	円 1,230	円 1,640	円 2,160
研修室3	400	500	700	900	1,200	1,600	研修室3	410	510	710	920	1,230	1,640
和室	400	500	700	900	1,200	1,600	和室	410	510	710	920	1,230	1,640
多目的 ホール	1,000	1,300	1,500	2,300	2,800	3,800	多目的 ホール	1,020	1,330	1,540	2,360	2,870	3,900
調理研 修室	500	700	900	1,200	1,600	2,100	調理研 修室	510	710	920	1,230	1,640	2,160
備考 略							備考 略						
2 略							2 略						

議案第 77 号

尾道市公会堂条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市公会堂条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市公会堂条例の一部を改正する条例

尾道市公会堂条例（昭和 38 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の大集会場の使用料の表中

「

午前 8時30分 ～12時	午後 0時～5時	夜間 5時～10 時	昼間 8時30分 ～5時	午後・夜間 0時～10 時	全日 8時30分～ 10時
8,000	12,500	17,000	18,500	26,500	33,500
9,500	15,000	20,500	22,000	32,000	40,500
16,000	25,000	34,000	37,000	53,000	67,000

19,000	30,000	41,000	44,000	64,000	81,000
--------	--------	--------	--------	--------	--------

を
「

午前 8時30分 ～12時	午後 12時～17 時	夜間 17時～22 時	昼間 8時30分 ～17時	午後・夜間 12時～22 時	全日 8時30分～ 22時
8,220	12,850	17,480	19,020	27,250	34,450
9,770	15,420	21,080	22,620	32,910	41,650
16,450	25,710	34,970	38,050	54,510	68,910
19,540	30,850	42,170	45,250	65,820	83,310

に改める。

別表1の別館会議室の使用料の表中

「

午前 8時30分 ～12時	午後 0時～5時	夜間 5時～10 時	昼間 8時30分 ～5時	午後・夜間 0時～10 時	全日 8時30分～ 10時
1,000	1,400	1,900	2,200	3,000	3,900
950	1,350	1,800	2,100	2,850	3,700

1,300	1,800	2,500	2,900	3,900	5,100
900	1,300	1,700	2,000	2,700	3,500
600	900	1,200	1,400	1,900	2,400
2,600	3,700	5,000	5,700	7,800	10,200
2,000	2,800	3,800	4,400	6,000	7,800
1,900	2,700	3,600	4,200	5,700	7,400
2,600	3,600	5,000	5,800	7,800	10,200
1,800	2,600	3,400	4,000	5,400	7,000
1,200	1,800	2,400	2,800	3,800	4,800
5,200	7,400	10,000	11,400	15,600	20,400

を
「

午前 8時30分 ～12時	午後 12時～17 時	夜間 17時～22 時	昼間 8時30分 ～17時	午後・夜間 12時～22 時	全日 8時30分～ 22時
1,020	1,440	1,950	2,260	3,080	4,010
970	1,380	1,850	2,160	2,930	3,800
1,330	1,850	2,570	2,980	4,010	5,240
920	1,330	1,740	2,050	2,770	3,600
610	920	1,230	1,440	1,950	2,460
2,670	3,800	5,140	5,860	8,020	10,490
2,050	2,880	3,900	4,520	6,170	8,020
1,950	2,770	3,700	4,320	5,860	7,610
2,670	3,700	5,140	5,960	8,020	10,490
1,850	2,670	3,490	4,110	5,550	7,200
1,230	1,850	2,460	2,880	3,900	4,930
5,340	7,610	10,280	11,720	16,040	20,980

に改める。

別表2の大集会場の超過・繰上げ使用料の表中

「

午前8時30分から 午後5時までの時間	その他の時間
1,600	2,200
1,900	2,700
3,200	4,400
3,800	5,400

」

を

「

8時30分から17時 までの時間	その他の時間
1,640	2,260
1,950	2,770
3,290	4,520
3,900	5,550

」

に改める。

別表2の別館会議室の超過・繰上げ使用料の表中「午前8時30分から午後5時まで」を「8時30分から17時まで」に、「500」を「510」に、「700」を「720」に、「350」を「360」に、「1,000」を「1,020」に、「1,400」を「1,440」に、「400」を「410」に改める。

別表3の3 冷暖房装置使用料の表中「5,000円」を「5,140円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表4の2 冷暖房装置使用料の表中「1,300円」を「1,330円」に、「650円」を「660円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1から別表4までの規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道市公会堂の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第77号 尾道市公会堂条例の一部を改正する条例案について

尾道市公会堂条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新						
別表1(第9条第1項関係) 大集会場の使用料							別表1(第9条第1項関係) 大集会場の使用料						
(単位 円)							(単位 円)						
使用区分	午前 8時30分~12時	午後 12時~5時	夜間 5時~10時	昼間 8時30分~10時	午後・夜間 10時~12時	全日 8時30分~10時	使用区分	午前 8時30分~12時	午後 12時~17時	夜間 17時~22時	昼間 8時30分~17時	午後・夜間 17時~22時	全日 8時30分~22時
入場料・観覧料その他	8,000	12,500	17,000	18,500	26,500	33,500	入場料・観覧料その他	8,220	12,850	17,480	19,020	27,250	34,450
これらに類する金銭を徴収しない場合(入場料等を徴収するが、教育・文化・福祉活動等営利を目的としないものを含む。次表以下において同じ。)	9,500	15,000	20,500	22,000	32,000	40,500	これらに類する金銭を徴収しない場合(入場料等を徴収するが、教育・文化・福祉活動等営利を目的としないものを含む。次表以下において同じ。)	9,770	15,420	21,080	22,620	32,910	41,650
入場料・観覧料その他	16,000	25,000	34,000	37,000	53,000	67,000	入場料・観覧料その他	16,450	25,710	34,970	38,050	54,510	68,910
これらに類する金銭を徴収する場合(入場料等を徴収しないが、商品の広告、宣伝その他営利を直接・間接的に目的とするものを含む。次表以下において同じ。)	19,000	30,000	41,000	44,000	64,000	81,000	これらに類する金銭を徴収する場合(入場料等を徴収しないが、商品の広告、宣伝その他営利を直接・間接的に目的とするものを含む。次表以下において同じ。)	19,540	30,850	42,170	45,250	65,810	83,310
備考 略							備考 略						
別館会議室の使用料							別館会議室の使用料						

(単位 円)

使用区分	会議室名	定員人	午前8時30分～12時	午後0時～5時	夜間5時～10時	昼間8時30分～5時	午後夜間0時～10時	全日8時30分～10時
入場料・観覧料その他これらに類する金銭を徴収しない場合	21号室	60	1.00	1.40	1.90	2.20	3.00	3.90
	22号室	45	950	1.35	1.80	2.10	2.85	3.70
	31号室	100	1.30	1.80	2.50	2.90	3.90	5.10
	32号室	30	900	1.30	1.70	2.00	2.70	3.50
	33号室	12	600	900	1.20	1.40	1.90	2.40
	40号室	180	2.60	3.70	5.00	5.70	7.80	10.2
入場料・観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合	21号室	60	2.00	2.80	3.80	4.40	6.00	7.80
	22号室	45	1.90	2.70	3.60	4.20	5.70	7.40
	31号室	100	2.60	3.60	5.00	5.80	7.80	10.2
	32号室	30	1.80	2.60	3.40	4.00	5.40	7.00
	33号室	12	1.20	1.80	2.40	2.80	3.80	4.80
	40号室	180	5.20	7.40	10.0	11.4	15.6	20.4

別表2(第9条第2項関係)

大集会場の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

使用区分	午前8時30分から午後5時までの時間	その他の時間
入場料・観覧料	平日 1.600	2.200
その他これらに類する金銭を徴収しない場合	土曜日、日曜日、休日 1.900	2.700
入場料・観覧料	平日 3.200	4.400
その他これらに類する金銭を徴収する場合	土曜日、日曜日、休日 3.800	5.400

別館会議室の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

(単位 円)

使用区分	会議室名	定員人	午前8時30分～12時	午後12時～17時	夜間17時～22時	昼間8時30分～17時	午後夜間12時～22時	全日8時30分～22時
入場料・観覧料その他これらに類する金銭を徴収しない場合	21号室	60	1.02	1.44	1.95	2.26	3.08	4.01
	22号室	45	970	1.38	1.85	2.16	2.93	3.80
	31号室	100	1.33	1.85	2.57	2.98	4.01	5.24
	32号室	30	920	1.33	1.74	2.05	2.77	3.60
	33号室	12	610	920	1.23	1.44	1.95	2.46
	40号室	180	2.67	3.80	5.14	5.86	8.02	10.4
入場料・観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合	21号室	60	2.05	2.88	3.90	4.52	6.17	8.02
	22号室	45	1.95	2.77	3.70	4.32	5.86	7.61
	31号室	100	2.67	3.70	5.14	5.96	8.02	10.4
	32号室	30	1.85	2.67	3.49	4.11	5.55	7.20
	33号室	12	1.23	1.85	2.46	2.88	3.90	4.93
	40号室	180	5.34	7.61	10.2	11.7	16.0	20.9

別表2(第9条第2項関係)

大集会場の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

使用区分	8時30分から17時までの時間	その他の時間
入場料・観覧料	平日 1.640	2.260
その他これらに類する金銭を徴収しない場合	土曜日、日曜日、休日 1.950	2.770
入場料・観覧料	平日 3.290	4.520
その他これらに類する金銭を徴収する場合	土曜日、日曜日、休日 3.900	5.550

別館会議室の超過・繰上げ使用料

(単位 円)

使用区分	会議室名	午前8時30分 から午後5時 までの時間	その他の時間
入場料・観覧 料その他これ らに類する金 銭を徴収しな い場合	40号室	500	700
	31号室	250	350
	その他の 室	150	200
入場料・観覧 料その他これ らに類する金 銭を徴収する 場合	40号室	1,000	1,400
	31号室	500	700
	その他の 室	300	400

別表3(第4条・第9条第3項関係)

大集会場の附属設備使用料

1・2 略

3 冷暖房装置使用料

区分	使用料	摘要
冷房	1時間につき 5,000円	1時間未満の端 数については、 30分以下は半 額、30分を超 えた場合は1時 間の額
暖房	1時間につき 5,500円	
楽屋冷暖房	1時間につき 1,000円	

4 略

別表4(第4条・第9条第3項関係)

別館の附属設備使用料

1 略

2 冷暖房装置使用料

室名	使用料	摘要
40号室	1時間につき 1,300 円	1時間未満の端数 については、30分 以下は半額、30分 を超えた場合は1 時間の額
31号室	1時間につき 650円	
その他の 室	1時間につき 300円	

使用区分	会議室名	8時30分か ら17時ま での時間	その他の時間
入場料・観覧 料その他これ らに類する金 銭を徴収しな い場合	40号室	510	720
	31号室	250	360
	その他の 室	150	200
入場料・観覧 料その他これ らに類する金 銭を徴収する 場合	40号室	1,020	1,440
	31号室	510	720
	その他の 室	300	410

別表3(第4条・第9条第3項関係)

大集会場の附属設備使用料

1・2 略

3 冷暖房装置使用料

区分	使用料	摘要
冷房	1時間につき 5,140円	1時間未満の 端数について は、30分以下 は半額、30分 を超えた場合 は1時間の額
暖房	1時間につき 5,650円	
楽屋冷暖房	1時間につき 1,020円	

4 略

別表4(第4条・第9条第3項関係)

別館の附属設備使用料

1 略

2 冷暖房装置使用料

室名	使用料	摘要
40号室	1時間につき 1,330 円	1時間未満の端数 については、30 分以下は半額、3 0分を超えた場合 は1時間の額
31号室	1時間につき 660円	
その他の 室	1時間につき 300円	

議案第78号

しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

しまなみ交流館設置及び管理条例（平成10年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

12,700	21,200	27,600	29,700	44,600	55,200	8,500
15,200	25,400	33,100	35,600	53,500	66,200	10,200
2,600	4,300	5,600	6,000	9,000	11,200	1,700
900	1,500	2,000	2,100	3,200	3,900	600
900	1,500	2,000	2,100	3,200	3,900	600
1,300	2,100	2,800	2,900	4,500	5,500	800

」

を

「

13,060	21,800	28,380	30,540	45,870	56,770	8,740
15,630	26,120	34,040	36,610	55,020	68,090	10,490
2,670	4,420	5,760	6,170	9,250	11,520	1,740
920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610
920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610
1,330	2,160	2,880	2,980	4,620	5,650	820

」

に改め、同表の備考第11項の表中「1,100円」を「1,130円」

に、「400円」を「410円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、しまなみ交流館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第78号 しまなみ交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

しまなみ交流館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧								新									
別表(第10条関係) 交流館使用料								別表(第10条関係) 交流館使用料									
(単位 円)								(単位 円)									
時間区分	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～22時	昼間9時～17時	午後夜間13時～22時	全日9時～22時	繰上げ・延長1時間当たり	時間区分	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～22時	昼間9時～17時	午後夜間13時～22時	全日9時～22時	繰上げ・延長1時間当たり		
名称								名称									
ホール	平日	12.7 00	21.2 00	27.6 00	29.7 00	44.6 00	55.2 00	8.50 0	ホール	平日	13.0 60	21.8 00	28.3 80	30.5 40	45.8 70	56.7 70	8.74 0
	土曜日、日曜日、休日	15.2 00	25.4 00	33.1 00	35.6 00	53.5 00	66.2 00	10.2 00		土曜日、日曜日、休日	15.6 30	26.1 20	34.0 40	36.6 10	55.0 20	68.0 90	10.4 90
大会議室		2.60 0	4.30 0	5.60 0	6.00 0	9.00 0	11.2 00	1.70 0	大会議室		2.67 0	4.42 0	5.76 0	6.17 0	9.25 0	11.5 20	1.74 0
会議室1		900 0	1.50 0	2.00 0	2.10 0	3.20 0	3.90 0	600 0	会議室1		920 0	1.54 0	2.05 0	2.16 0	3.29 0	4.01 0	610 0
会議室2		900 0	1.50 0	2.00 0	2.10 0	3.20 0	3.90 0	600 0	会議室2		920 0	1.54 0	2.05 0	2.16 0	3.29 0	4.01 0	610 0
市民ギャラリー		1.30 0	2.10 0	2.80 0	2.90 0	4.50 0	5.50 0	800 0	市民ギャラリー		1.33 0	2.16 0	2.88 0	2.98 0	4.62 0	5.65 0	820 0
備考	1~10 略 11 大会議室、会議室1及び会議室2で冷暖房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を加算する。 冷暖房使用料(1時間当たり)							備考	1~10 略 11 大会議室、会議室1及び会議室2で冷暖房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を加算する。 冷暖房使用料(1時間当たり)								

大会議室	1,100円
会議室1	400円
会議室2	

大会議室	1,130円
会議室1	410円
会議室2	

議案第79号

尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成26年2月24日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

尾道市因島市民会館設置及び管理条例（平成17年条例第247号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

10,310	20,620	25,710	30,930	41,240	51,550
12,340	24,690	30,930	37,040	49,390	61,740
3,050	3,390	5,090	6,230	8,270	10,310
3,730	4,070	6,230	7,360	9,850	12,340
1,350	2,030	2,600	3,390	4,640	6,230
1,350	2,030	2,600	3,390	4,640	6,230
900	2,030	2,490	3,050	4,070	5,090
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
790	1,240	1,690	2,030	2,830	3,730

790	1,240	1,690	2,030	2,830	3,730
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
560	790	900	1,350	1,810	2,490
790	1,240	1,690	2,030	2,830	3,730

を
「

10,600	21,200	26,440	31,810	42,410	53,020
12,690	25,390	31,810	38,090	50,800	63,500
3,130	3,480	5,230	6,400	8,500	10,600
3,830	4,180	6,400	7,570	10,130	12,690
1,380	2,080	2,670	3,480	4,770	6,400
1,380	2,080	2,670	3,480	4,770	6,400
920	2,080	2,560	3,130	4,180	5,230
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
810	1,270	1,730	2,080	2,910	3,830
810	1,270	1,730	2,080	2,910	3,830
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
570	810	920	1,380	1,860	2,560
810	1,270	1,730	2,080	2,910	3,830

に改める。

別表第2の1 大ホールセット使用料の表中

27,300	15,400	28,890	16,990
35,570	23,670	38,740	26,850
35,570	23,670	38,740	26,850
52,110	40,220	58,460	46,560
39,650	27,750	43,730	31,830
60,270	48,370	68,430	56,530
62,760	38,970	67,750	43,960
87,460	63,670	97,430	73,640
71,030	47,240	77,610	53,810
104,000	80,210	117,150	93,350
98,340	62,650	106,500	70,810
139,580	103,890	155,900	120,210
15,290	3,390	15,740	3,850
17,780	5,890	18,690	6,790
17,780	5,890	18,690	6,790
22,770	10,870	24,580	12,680
19,030	7,130	20,160	8,270
25,150	13,250	27,640	15,740

を

28,080	15,840	29,710	17,470
36,580	24,340	39,840	27,610
36,580	24,340	39,840	27,610
53,590	41,360	60,130	47,890
40,780	28,540	44,970	32,730
61,990	49,750	70,380	58,140
64,550	40,080	69,680	45,210
89,950	65,480	100,210	75,740
73,050	48,500	79,820	55,340
106,970	82,500	120,490	96,010
101,140	64,440	109,540	72,830
143,560	106,850	160,350	123,640
15,720	3,480	16,180	3,960
18,280	6,050	19,220	6,980
18,280	6,050	19,220	6,980

23,420	11,180	25,280	13,040
19,570	7,330	20,730	8,500
25,860	13,620	28,420	16,180

に改める。

別表第2の2 中ホールセット使用料の表中

8,150	4,750	8,610	5,210
10,650	7,250	11,550	8,150
8,380	4,980	8,950	5,550
11,100	7,700	12,230	8,830
9,740	6,340	10,760	7,250
13,820	10,420	15,740	12,230
16,310	9,510	17,220	10,420
21,300	14,500	23,110	16,310
17,900	11,100	19,260	12,460
24,470	17,670	27,190	20,390
25,260	15,060	26,850	16,650
33,530	23,330	36,700	26,510

を

8,380	4,880	8,850	5,350
10,950	7,450	11,880	8,380
8,610	5,120	9,200	5,700
11,410	7,920	12,570	9,080
10,010	6,520	11,060	7,450
14,210	10,710	16,180	12,570
16,770	9,780	17,710	10,710
21,900	14,910	23,770	16,770
18,410	11,410	19,810	12,810
25,160	18,170	27,960	20,970
25,980	15,490	27,610	17,120
34,480	23,990	37,740	27,260

に改める。

別表第3の1 冷暖房装置使用料の表中「3, 610」を「3, 710」に、「1, 030」を「1, 050」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に市長が行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に指定管理者が行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、因島市民会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第79号 尾道市因島市民会館設置及び管理条例の一部を改正する
条例案について

尾道市因島市民会館設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧								新									
別表第1(第8条関係) 基本使用料								別表第1(第8条関係) 基本使用料									
単位：円								単位：円									
使用 区分	時間 区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜 間	全日	摘要	使用 区分	時間 区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜 間	全日	摘要
		9～1 2時	13～ 17時	18～ 22時	9～1 7時	13～ 22時	9～2 2時				9～1 2時	13～ 17時	18～ 22時	9～1 7時	13～ 22時	9～2 2時	
大ホ ール	平日	10.31	20.62	25.71	30.93	41.24	51.55	楽屋 を含 む。	大ホ ール	平日	10.60	21.20	26.44	31.81	42.41	53.02	楽屋 を含 む。
		0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	
	土・ 日・ 休日	12.34	24.69	30.93	37.04	49.39	61.74			12.69	25.39	31.81	38.09	50.80	63.50		
中ホ ール	平日	3.050	3.390	5.090	6.230	8.270	10.31		中ホ ール	平日	3.130	3.480	5.230	6.400	8.500	10.60	
		0	0	0	0	0	0				0	0	0	0			
	土・ 日・ 休日	3.730	4.070	6.230	7.360	9.850	12.34			3.830	4.180	6.400	7.570	10.13	12.69		
大ホール ロビー		1.350	2.030	2.600	3.390	4.640	6.230		大ホール ロビー		1.380	2.080	2.670	3.480	4.770	6.400	
中ホール ロビー		1.350	2.030	2.600	3.390	4.640	6.230		中ホール ロビー		1.380	2.080	2.670	3.480	4.770	6.400	
展示ホ ール		900	2.030	2.490	3.050	4.070	5.090		展示ホ ール		920	2.080	2.560	3.130	4.180	5.230	
第1会議 室		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第1会議 室		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第2会議 室		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第2会議 室		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第3会議 室		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第3会議 室		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第4会議 室		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第4会議 室		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第5会議 室(和室)		790	1.240	1.690	2.030	2.830	3.730		第5会議 室(和室)		810	1.270	1.730	2.080	2.910	3.830	
第6会議 室(和室)		790	1.240	1.690	2.030	2.830	3.730		第6会議 室(和室)		810	1.270	1.730	2.080	2.910	3.830	
第7会議 室(和室)		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第7会議 室(和室)		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第8会議 室(和室)		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第8会議 室(和室)		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第1楽屋		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第1楽屋		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第2楽屋		560	790	900	1.350	1.810	2.490		第2楽屋		570	810	920	1.380	1.860	2.560	
第3楽屋		790	1.240	1.690	2.030	2.830	3.730		第3楽屋		810	1.270	1.730	2.080	2.910	3.830	

備考 略

備考 略

別表第2(第8条関係)

1 大ホールセット使用料

単位：円

使用区分 時間等区分		平日	平日	土・日・	土・	
		冷暖房 期間	冷暖房 期間外	休日 冷暖房 期間	日・休 日 冷暖房 期間外	
午前	9～1	一般	27,300	15,400	28,890	16,990
	2時	営利	35,570	23,670	38,740	26,850
午後	13～	一般	35,570	23,670	38,740	26,850
	17時	営利	52,110	40,220	58,460	46,560
夜間	18～	一般	39,650	27,750	43,730	31,830
	22時	営利	60,270	48,370	68,430	56,530
昼間	9～1	一般	62,760	38,970	67,750	43,960
	7時	営利	87,460	63,670	97,430	73,640
昼夜 間	13～	一般	71,030	47,240	77,610	53,810
	22時	営利	104,000	80,210	117,150	93,350
全日	9～2	一般	98,340	62,650	106,500	70,810
	2時	営利	139,580	103,890	155,900	120,210
午前 リハ ーサ ル	9～1	一般	15,290	3,390	15,740	3,850
	2時	営利	17,780	5,890	18,690	6,790
午後 リハ ーサ ル	13～	一般	17,780	5,890	18,690	6,790
	17時	営利	22,770	10,870	24,580	12,680
夜間 リハ ーサ ル	18～	一般	19,030	7,130	20,160	8,270
	22時	営利	25,150	13,250	27,640	15,740

2 中ホールセット使用料

単位：円

使用区分 時間等区分		平日	平日	土・	土・	
		冷暖房 期間	冷暖房 期間外	日・休 日 冷暖房 期間	日・休 日 冷暖房 期間外	
午前	9～12	一般	8,150	4,750	8,610	5,210
	時	営利	10,650	7,250	11,550	8,150
午後	13～17	一般	8,380	4,980	8,950	5,550
	時	営利	11,100	7,700	12,230	8,830
夜間	18～22	一般	9,740	6,340	10,760	7,250
	時	営利	13,820	10,420	15,740	12,230
昼間	9～17	一般	16,310	9,510	17,220	10,420
	時	営利	21,300	14,500	23,110	16,310
昼夜 間	13～22	一般	17,900	11,100	19,260	12,460
	時	営利	24,470	17,670	27,190	20,390
全日	9～22	一般	25,260	15,060	26,850	16,650
	時	営利	33,530	23,330	36,700	26,510

備考 略

別表第2(第8条関係)

1 大ホールセット使用料

単位：円

使用区分 時間等区分		平日	平日	土・日・	土・日・	
		冷暖房 期間	冷暖房 期間外	休日 冷暖房 期間	休日 冷暖房 期間外	
午前	9～1	一般	28,080	15,840	29,710	17,470
	2時	営利	36,580	24,340	39,840	27,610
午後	13～	一般	36,580	24,340	39,840	27,610
	17時	営利	53,590	41,360	60,130	47,890
夜間	18～	一般	40,780	28,540	44,970	32,730
	22時	営利	61,990	49,750	70,380	58,140
昼間	9～1	一般	64,550	40,080	69,680	45,210
	7時	営利	89,950	65,480	100,210	75,740
昼夜 間	13～	一般	73,050	48,500	79,820	55,340
	22時	営利	106,970	82,500	120,490	96,010
全日	9～2	一般	101,140	64,440	109,540	72,830
	2時	営利	143,560	106,850	160,350	123,640
午前 リハ ーサ ル	9～1	一般	15,720	3,480	16,180	3,960
	2時	営利	18,280	6,050	19,220	6,980
午後 リハ ーサ ル	13～	一般	18,280	6,050	19,220	6,980
	17時	営利	23,420	11,180	25,280	13,040
夜間 リハ ーサ ル	18～	一般	19,570	7,330	20,730	8,500
	22時	営利	25,860	13,620	28,420	16,180

2 中ホールセット使用料

単位：円

使用区分 時間等区分		平日	平日	土・日・	土・日・	
		冷暖房 期間	冷暖房 期間外	休日 冷暖房 期間	休日 冷暖房 期間外	
午前	9～12	一般	8,380	4,880	8,850	5,350
	時	営利	10,950	7,450	11,880	8,380
午後	13～17	一般	8,610	5,120	9,200	5,700
	時	営利	11,410	7,920	12,570	9,080
夜間	18～22	一般	10,010	6,520	11,060	7,450
	時	営利	14,210	10,710	16,180	12,570
昼間	9～17	一般	16,770	9,780	17,710	10,710
	時	営利	21,900	14,910	23,770	16,770
昼夜 間	13～22	一般	18,410	11,410	19,810	12,810
	時	営利	25,160	18,170	27,960	20,970
全日	9～22	一般	25,980	15,490	27,610	17,120
	時	営利	34,480	23,990	37,740	27,260

備考 略

別表第3(第8条関係)

1 冷暖房装置使用料

単位：円

項目	使用区分	単位	使用料	備考
冷房	大ホール	1時間	3,610	原則として3時間
	中ホール	1時間	1,030	
暖房	会議室等		別表第1 に掲げる 基本使用 料の1/2	以上連続 して使用 する場合 に限る。

2～5 略
備考 略

別表第3(第8条関係)

1 冷暖房装置使用料

単位：円

項目	使用区分	単位	使用料	備考
冷房	大ホール	1時間	3,710	原則として3時間
	中ホール	1時間	1,050	
暖房	会議室等		別表第1 に掲げる 基本使用 料の1/2	以上連続 して使用 する場合 に限る。

2～5 略
備考 略

議案第 80 号

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例
の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例
の一部を改正する条例

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例（平成 20
年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

7,400	12,300	16,000	17,300	25,900	32,000	5,000
8,900	14,800	19,200	20,700	31,100	38,400	6,000
900	1,500	2,000	2,100	3,200	3,900	600
900	1,500	2,000	2,100	3,200	3,900	600

」

を

「

7,610	12,650	16,450	17,790	26,640	32,910	5,140
9,150	15,220	19,740	21,290	31,980	39,490	6,170

920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610
920	1,540	2,050	2,160	3,290	4,010	610

に改め、同表の備考第8項の表中「400円」を「410円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、尾道市民センターむかいしま文化ホールの使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第80号 尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例
例の一部を改正する条例案について

尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧								新									
別表(第10条関係) 尾道市民センターむかいしま文化ホール使用料 (単位 円)								別表(第10条関係) 尾道市民センターむかいしま文化ホール使用料 (単位 円)									
名称	時間区分	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～22時	昼間9時～17時	午後・夜間13時～22時	全日9時～22時	繰上げ・延長1時間当たり	名称	時間区分	午前9時～12時	午後13時～17時	夜間18時～22時	昼間9時～17時	午後・夜間13時～22時	全日9時～22時	繰上げ・延長1時間当たり
	ホ一ル	平日	7.40 0	12.30 00	16.00 00	17.30 00	25.90 00	32.00 00		5.00 0	ホ一ル	平日	7.61 0	12.65 50	16.45 50	17.79 90	26.64 40
	土曜日、日曜日、休日	8.90 0	14.80 00	19.20 00	20.70 00	31.10 00	38.40 00	6.00 0		土曜日、日曜日、休日	9.15 0	15.20 20	19.74 40	21.29 90	31.98 80	39.49 90	6.17 0
ホール研修室1		900	1.50 0	2.00 0	2.10 0	3.20 0	3.90 0	600	ホール研修室1		920	1.54 0	2.05 0	2.16 0	3.29 0	4.01 0	610
ホール研修室2		900	1.50 0	2.00 0	2.10 0	3.20 0	3.90 0	600	ホール研修室2		920	1.54 0	2.05 0	2.16 0	3.29 0	4.01 0	610
備考 1~7 略 8 ホール研修室1又はホール研修室2で冷暖房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を加算する。 冷暖房使用料(1時間当たり)								備考 1~7 略 8 ホール研修室1又はホール研修室2で冷暖房を使用する場合は、次の冷暖房使用料を加算する。 冷暖房使用料(1時間当たり)									
ホール研修室1				400円				ホール研修室1				410円					
ホール研修室2				400円				ホール研修室2				410円					

議案第 81 号

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 26 年 2 月 24 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表のその 1 尾道市御調文化会館使用料の表中

「

円	円	円	円	円	円
5,180	6,920	8,650	10,380	13,850	17,310
730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450
730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450
360	410	670	830	1,050	1,560
620	730	1,200	1,350	1,880	2,610
730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450
1,050	1,350	2,200	2,510	3,450	4,710
1,620	1,830	2,400	3,250	4,080	5,500

」

を

「

円	円	円	円	円	円
5,320	7,110	8,890	10,670	14,240	17,800

」

750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
370	420	680	850	1,080	1,600
630	750	1,230	1,380	1,930	2,680
750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
1,080	1,380	2,260	2,580	3,540	4,840
1,660	1,880	2,460	3,340	4,190	5,650

に改める。

別表のその2 冷・暖房、附属設備等使用料の表中

円	円
2,100	2,100
830	830
830	830
510	510
830	830
830	830
830	830
830	830

を

円	円
2,160	2,160
850	850
850	850
520	520
850	850
850	850
850	850
850	850

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、御調文化会館の使用料の額を改めるための条例改正である。

議案第81号 尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例案について

尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧							新						
別表(第7条関係)							別表(第7条関係)						
その1 尾道市御調文化会館使用料							その1 尾道市御調文化会館使用料						
時間 区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜 間	全日	時間 区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜 間	全日
	9~1 2時	13~1 7時	18~ 22時	9~17 時	13~ 22時	9~22 時		9~1 2時	13~1 7時	18~ 22時	9~17 時	13~ 22時	9~22 時
使用 区分							使用 区分						
大ホール	円 5,180	円 6,920	円 8,650	円 10,380	円 13,850	円 17,310	大ホール	円 5,320	円 7,110	円 8,890	円 10,670	円 14,240	円 17,800
視聴覚室 (2F)	730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450	視聴覚室 (2F)	750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
女性研修 室(2F)	730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450	女性研修 室(2F)	750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
小会議室 (2F)	360	410	670	830	1,050	1,560	小会議室 (2F)	370	420	680	850	1,080	1,600
日本間(2 F)(1室当 たり)	620	730	1,200	1,350	1,880	2,610	日本間(2 F)(1室当 たり)	630	750	1,230	1,380	1,930	2,680
会議室(1 F)	730	1,050	1,720	1,880	2,610	3,450	会議室(1 F)	750	1,080	1,760	1,930	2,680	3,540
研修室(1 F)	1,050	1,350	2,200	2,510	3,450	4,710	研修室(1 F)	1,080	1,380	2,260	2,580	3,540	4,840
料理実習 室(1F)	1,620	1,830	2,400	3,250	4,080	5,500	料理実習 室(1F)	1,660	1,880	2,460	3,340	4,190	5,650
備考 略							備考 略						
その2 冷・暖房、附属設備等使用料							その2 冷・暖房、附属設備等使用料						
冷・暖房料金(1時間 当たり)			附属設備等使用料				冷・暖房料金(1時間 当たり)			附属設備等使用料			
区分	冷房	暖房	名称	単 位	1回の使用料		区分	冷房	暖房	名称	単 位	1回の使用料	
室名							室名						
大ホー ル	円 2,100	円 2,100	放送装置 (マイク付)	1 式	円 全日 1,350 昼間又は夜 間 670		大ホー ル	円 2,160	円 2,160	放送装置 (マイク付)	1 式	円 全日 1,350 昼間又は夜 間 670	
視聴覚 室	830	830	舞台照明	"	2,400		視聴覚 室	850	850	舞台照明	"	2,400	
女性研 修室	830	830	ピアノ	1 台	1,560		女性研 修室	850	850	ピアノ	1 台	1,560	
小会議 室	510	510	スポット ライト	"	510		小会議 室	520	520	スポット ライト	"	510	

日本間	830	830	16mm映 写機	"	1,350
会議室	830	830	スライド 映写機	"	410
研修室	830	830	オーバ ーヘッド	"	410
料理実 習室	830	830	石油スト ープ(灯油 を含む。)	1台	1時間につき 100
			展示用パ ネル	1枚	50

日本間	850	850	16mm映 写機	"	1,350
会議室	850	850	スライド 映写機	"	410
研修室	850	850	オーバ ーヘッド	"	410
料理実 習室	850	850	石油スト ープ(灯油 を含む。)	1台	1時間につき 100
			展示用パ ネル	1枚	50